

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その11）

令和2年3月3日

在シンガポール日本大使館

1. シンガポール保健省（MOH）は、シンガポール国内における感染者数及び発生郡を次の通り公表しています（3日現在）。詳細は、保健省HPを確認下さい。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/four-more-cases-discharged-two-new-cases-of-covid-19-infection-confirmed-2Mar>

(1) 感染者数108名（累計）、退院者数78名（累計）、死亡事例0名、

(2) 主な発生源

- The Life Church and Missions ・The Grace Assembly of God（教会）
- Yong Thai hang（健康食品販売店）
- Grand Hyatt（民間企業会議参加者）
- Seletar Aerospace Heights（建設現場）
- The Grace Assembly of God（教会）
- Wizlearn Technologies Pte Ltd 他

2. 当地、新型コロナウイルスに関する関係省庁タスクフォース（共同議長／国家開発大臣及び保健大臣）は、イラン・イタリア北部・日本・韓国に対し、感染予防措置に関する新たな措置として概要次の通り公表しました。詳細は保健省HPを確認下さい。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-in-response-to-escalating-global-situation>

(1) 3月3日12:00現在、世界で90,689件の新型コロナウイルス感染症例があり、中国本土以外は10,538人の感染症例。韓国では4,812件、イタリア北部では1,835件、イランは1,501件、日本では268件を確認している。

(2) イラン、イタリア北部、日本及び韓国への不要不急の渡航延期を勧告。

1月8日に中東の緊張の高まりによりイランへの旅行・滞在を禁止する外務省の勧告に留意。

(3) (日本は含まれず) 3月4日23:59から、過去14日以内に、イラン、イタリア北部、韓国への渡航歴がある新規入国者は、シンガポール入国及びトランジットを許可されない。移民検問庁(ICA)は、イラン旅券保持者に対して全てのビザの発行を一時停止する。イラン旅券保持者は既に短期滞在ビザ及び数次ビザを発行されている場合でも入国不可。

(4) (日本は含まれず) 3月4日23:59から次の帰国者はSHN(Stay-Home Notice/シンガポール帰国日から14日間の外出禁止)措置とする。

●過去14日以内に、イラン、イタリア北部、韓国への渡航歴を持つシンガポール市民・永住者。

●過去14日以内に、イラン、イタリア北部、韓国への渡航歴を持つ長期滞在ビザ(各種労働ビザ、学生ビザ、家族帯同ビザ、ロングタームビジットパス)所持者。

(5) 保健省は、感染疑いの定義を、肺炎症状及び重度の呼吸器疾患がある者で、過去14日以内にイラン、イタリア北部、日本、韓国に渡航歴がある者に拡大。これらに該当する場合は検査のため病院に送致される。

(6) 3月4日23:59から、シンガポールに入国する発熱・呼吸器症状のある旅行者は、検査所で新型コロナウイルス検査の受検が義務化される。検査結果は3~6時間で判明。受検後旅行を続けることは可能であるが、予防策として他者との接触を最小限に抑えるよう求められる。なお、受検した者には結果の連絡があり、陽性の場合には専用救急車で指定病院に搬送される。なお、この検査の結果が陰性であったからといって感染の可能性がないということにはならない。従って症状のある旅行者・帰国者は他者との接触を最小限にしなければならず、3日経っても症状が改善しない場合は病院を受診しなければならない。

(7) 一般旅行者で検査を拒否した者は入国を許可されない。永住者及び長期滞在ビザ所持者で検査を拒否した者はビザの取り消し・短縮等の処分が科せられる。シンガポール市民を含む全ての旅行者は受検拒否・連絡が取れない場合、処分や感染症法に基づき起訴される可能性がある。

3. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて「感染症危険情報」を発出しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行ってください。

4. 今般の新型コロナウイルスの発生を受け、各国政府が日本・シンガポールを含む国々の入国制限措置及び検疫強化措置を実施していますので、渡航にあたっては、外務省HP・渡航先大使館のホームページ等にて最新情報の入手を行ってください。

5. 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省ホームページ、シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.ht

[ml](#)

●シンガポール保健省（MOHホームページ） <https://www.moh.gov.sg/>

（参考）シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。（チャンネル登録：<https://go.gov.sg/whatsapp>）

